

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市老人福祉センターの特定の部屋の専用使用の承認		
根 拠 法 令 名	大津市老人福祉センター条例 (昭和 5 5 年条例第 2 0 号)		(条項)第 6 条第 2 項
基 準 法 令 名	大津市老人福祉センター条例 (昭和 5 5 年条例第 2 0 号)		(条項)第 7 条
所 管 部 署	指定管理者：社会福祉法人大津市社会福祉事業団 所管：健康保険部 健康長寿課 長寿政策係		
標 準 処 理 期 間	1 日	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市老人福祉センターの特定の部屋の専用使用の承認に係る審査基準] 大津市老人福祉センターの特定の部屋の専用使用の承認に係る審査基準は、大津市老人福祉センター条例第 6 条第 1 項の規定による利用証の交付を受けた者が、その専用使用に関し、同条例第 7 条各号の使用制限事由に該当しないと認められる者であることを基準とし、同条第 3 号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき」とは、大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則第 6 条各号に定める事項を遵守しないおそれがあるときとする。</p>			

参 考

【根拠法令・基準法令】

大津市老人福祉センター条例

(使用の手続)

第6条 市内に居住する60歳以上の者は、前条第1項本文の規定によりセンターを使用しようとするときは、第10条の規定に基づき、センターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に申請し、利用証の交付を受けなければならない。

2 前項の利用証を所持する者は、グループ活動等のためセンターの特定の部屋を専用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 略

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市老人福祉センター管理運営に関する規則

(使用上の遵守事項)

第6条センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を得ないで、印刷物、ポスター等を配付し、又は掲示しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 使用場所の整理、現状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (4) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。